

項目	時	所	内容・対象
市民医療講座	9/6(土) 13:00 ～ 16:30	サンアリーナ メインアリーナ	「普通救命講習 300人で心肺蘇生(そせい)法を」 ●内容=心肺蘇生(そせい)法、AED(自動体外式除細動器)の使用 ●対象=小・中学校(児童、生徒、保護者、教員)、各地区コミュニティ協議会、各自主防災組織、各企業・団体など *申込者に限る(300人になり次第、締切)。
集団救急事故訓練	9/9(火) 9:30 ～ 12:00	サンアリーナ メインアリーナ	●内容=多数の要救助者が発生した場合の対応訓練を実施します。 ●対象=どなたでも見学することができます。

9月9日を中心とする救急医療週間に開催します。
市民の皆さんの参加・見学をお待ちしています。

「救急の日」関連行事

- 【問合先】 市民医療講座
川内市医師会
☎0996(23)4612
- 【市民医療講座】
9月9日(日) 13時～16時
市民医療講座
☎0996(22)0119
- 【消防局警防課】
9月9日(日) 13時～16時
消防局警防課
☎0996(22)0119
- 【ホッケー祭り・レディースホッケー大会】
9月9日(日) 13時～16時
ホッケー祭り(市内の小学生男子・女子チームによる試合) 13時から
レディースホッケー大会(市内の成人女性による試合) 8時30分から
- 【所】 樋脇屋外人工芝競技場
【問合先】 樋脇地域体育協会事務局(樋脇教育課内 内線271)
- 【川内歴史資料館 夜間開館「歴史紹介」】
9月13日(土) 18時～19時

- 【所】 川内歴史資料館 研修室
【入館料】 無料(研修室のみ)
【テーマ】 郷土出身く明治のたばこ王 岩谷松平
- 【問合先】 薩摩川内市民まちづくり公社学芸施設課(川内歴史資料館内)
☎0996(20)2344
- 【日高千代子 バレエスタジオ 創立25周年記念公演】
9月14日(日) 16時30分～20時30分
本市からも多くの方が出演します。ぜひ、お越しください。
- 【所】 鹿見島市民文化ホール
【内容】
1部「バレエコンサート」
2部「ジゼル」全幕
3部「眠れぬ森の美女」ハイライト
【入場料】 無料(ただし、入場整理券が必要)
*入場整理券については、問合先までお問い合わせください。
- 【問合先】 同「バレエスタジオ」
☎0996(32)8476
- 【クラシック音楽との楽しい出会い ミニコンサート】
クラシック音楽を聴きながら

- 【募集人員】 若干名
【勤務場所】 本庁2階国保介護課および入来支所
【応募資格】 市内に居住する健康で、普通自動車免許および介護支援専門員の資格を有し、簡単なパソコン操作ができる方
【勤務内容】 介護保険認定の訪問調査およびケアプランチェックに関する業務
【勤務条件】 市の基準による
【提出書類】 介護支援専門員登録証明書(写し)、履歴書(市販)
- 【試験内容】 作文と面接
【応募締切】 9月12日(金)必着
【応募方法】 直接、送付
【応募・問合先】 本庁国保介護課介護審査G(内線2652)

- 【時】 9月21日(日) 13時～16時
【所】 せんだい宇宙館
【内容】 丸く、うちわ型に切った厚紙に、虫や動物の人形(割りピン人形)を張り付け、その動きを楽しむオリジナルのうちわを作ります。
- 【定員】 25人になり次第、締切
【参加料】 50円(材料代)
*1人1セットのみ作ります。
- 【入館料】
小・中学生 300円
高校生以上 500円
- 【問合先】 薩摩川内市民まちづくり公社寺山施設課(せんだい宇宙館内)
☎0996(31)4477



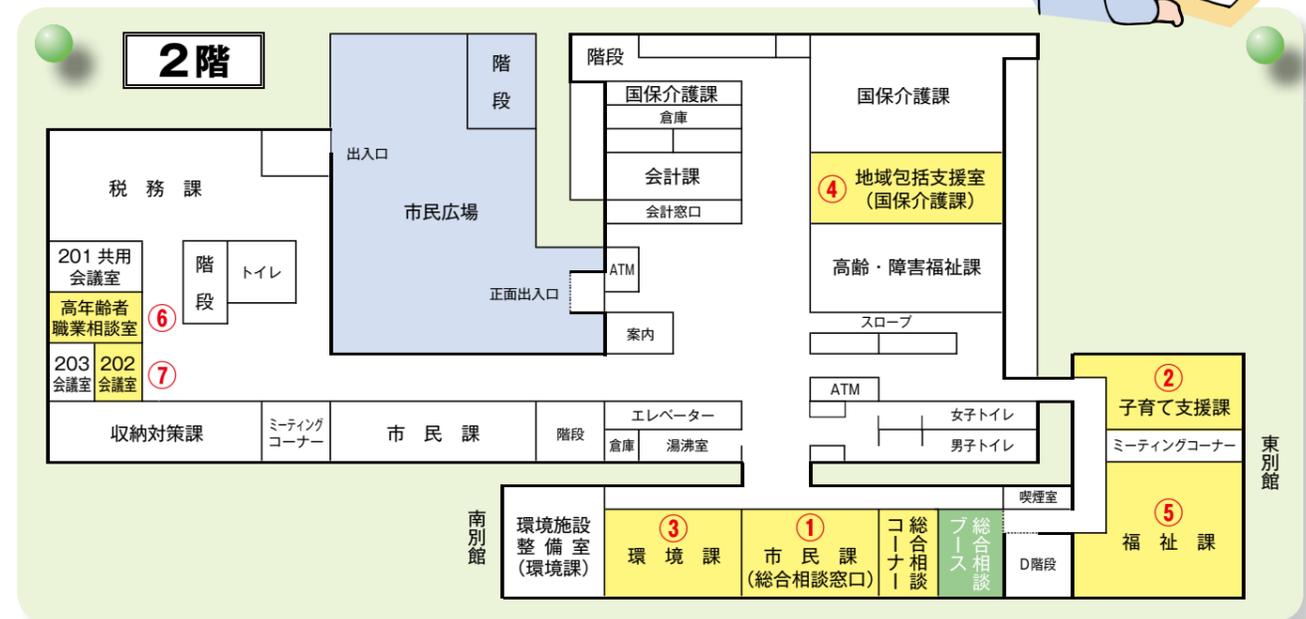
【制作の一例】

相談窓口のご案内

各課が実施している各種相談について、その概要、問合先、時などを紹介します。なお、ここに相談したらよいか分からない場合は、総合相談窓口①(南別館2階)へお越しください。



1. 各種相談窓口(本庁舎内2階にあります)



No.	相談名	概要	問合先	時
①	消費生活相談	消費生活に関する苦情や相談(訪問販売や通信販売の契約など)	市民課総合相談G(内線2571・2572)	
②	女性・家庭相談	児童に関する相談、配偶者からの暴力や離婚などに関する相談、ひとり親家庭などへの相談・助言	子育て支援課育成支援G(内線2365) 相談専用電話 ☎0996(20)6343	毎週月～金曜日の8:30～17:15 *祝日を除く
③	公害相談	近隣の工場や事業所からの騒音・振動・悪臭・排出水またはばい煙に関する苦情・相談	環境課環境保全G(内線2721・2722)	
④	高齢者の総合相談	高齢者のさまざまな制度に関する相談	地域包括支援室(内線2192～2196)	
⑤	生活保護相談	生活に困窮している世帯からの各種相談	福祉課支援G(内線2131～2133)	
⑥	高齢者職業相談	おおむね55歳以上の高齢者の職業相談・職業紹介など	高齢者職業相談室(内線2184)	毎週月～金曜日の8:30～17:00 *祝日を除く
⑦	行政相談	日常生活の中で、国の行政に対する要望や苦情などの相談	市民課総合相談G(内線2562)	毎月第1金曜日の10:00～12:00 *祝日を除く

2. 消費生活相談によりクーリングオフした事例の紹介

クーリングオフとは、訪問販売による強引なセールスなどから消費者を保護するために設けられた制度で、一定の条件の下で売買契約を無条件に解除できるというものです。平成19年度は、市役所で相談を受け、クーリングオフにより、45件・1,611万4,000円の被害を防ぎました。心当たりのある方は、まず、上記①までご相談ください。

- 事例1** = 80歳代の夫婦がチラシで誘われ、民家の物置でいろいろなサービス品をもらい、最後に200,000円の温熱治療器を契約し、現金で支払いました。家族が見慣れない品物に気付き、2人の話から催眠商法だと分かりました。契約から8日以内だったため、クーリングオフにより解約できました。
- 事例2** = 新聞の折り込み広告を見て、在宅パートの契約をしました。先に348,000円の支払いを求められ振り込みました。その後、夫が調べたところ悪徳業者だと分かり、クーリングオフの手続きをしました。業者はいろいろと理由を付け、契約解除までに1カ月かかりましたが、振り込んだお金は全額返金されました。
- 事例3** = 布団業者の訪問を受け、布団にダニとカビが付いていると言って、布団の購入を勧められました。断りましたが、長時間の勧誘を受け、結局680,000円もする商品の購入契約をしました。販売方法に問題があり、消費生活相談員が業者と交渉した結果、解約することができました。